

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年2月10日

【四半期会計期間】 第95期第3四半期(自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日)

【会社名】 サンケン電気株式会社

【英訳名】 Sanken Electric Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 飯島 貞利

【本店の所在の場所】 埼玉県新座市北野三丁目6番3号

【電話番号】 (048)472 1111(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役上級執行役員管理本部長兼財務統括部長
太田 明

【最寄りの連絡場所】 埼玉県新座市北野三丁目6番3号

【電話番号】 (048)472 1111(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役上級執行役員管理本部長兼財務統括部長
太田 明

【縦覧に供する場所】 サンケン電気株式会社 大阪支店

(大阪府大阪市北区梅田三丁目3番20号
(明治安田生命大阪梅田ビル))

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第94期 第3四半期 連結累計期間		第95期 第3四半期 連結累計期間		第94期	
		自 至	平成22年4月1日 平成22年12月31日	自 至	平成23年4月1日 平成23年12月31日	自 至	平成22年4月1日 平成23年3月31日
売上高	(百万円)		107,758		97,585		144,882
経常利益	(百万円)		3,025		653		4,972
四半期(当期)純損失()	(百万円)		926		1,347		922
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)		4,263		3,328		3,570
純資産額	(百万円)		32,832		29,771		33,520
総資産額	(百万円)		127,866		131,873		132,384
1株当たり四半期(当期) 純損失金額()	(円)		7.63		11.11		7.60
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)						
自己資本比率	(%)		25.5		22.4		25.1

回次		第94期 第3四半期 連結会計期間		第95期 第3四半期 連結会計期間	
		自 至	平成22年10月1日 平成22年12月31日	自 至	平成23年10月1日 平成23年12月31日
1株当たり四半期純損失金額 ()	(円)		13.16		0.71

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 百万円単位の金額については、単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 第94期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は、以下の通りであります。

(半導体デバイス事業)

当第3四半期連結会計期間において、アレグロ マイクロシステムズ(タイランド)カンパニー リミテッドを新規設立しております。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われていません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結累計期間におけるエレクトロニクス業界は、期初において東日本大震災による日系自動車メーカーの生産停滞の影響を受けていましたが、増産に転じた後は関連電子部品に対する需要が従前の勢いを取り戻しました。しかしながら、欧州債務問題やタイの洪水被害による影響が次第に大きくなり、総じて厳しい状況で推移しました。また為替動向は、対ドル、対ユーロともに超円高水準が続き、日本国内の企業収益に深刻な影響を及ぼしています。こうした状況下、当社グループでは「エコ・省エネ」及び「新興国」の両市場における展開を加速すべく、グループ全体の技術リソースを結集し、低消費電力かつ高機能なパワーデバイスの開発を進めてまいりました。同時に、赤字製品終息、工場再編といった構造改革を進めるとともに、半導体デバイスの生産ライン増強、8インチ化による売上規模拡大、生産効率の向上、原価低減にも努めてまいりました。しかしながら、世界的なTV市場の落ち込みや円高といった厳しい経営環境が継続したことから、当第3四半期連結累計期間の業績は、売上高が975億85百万円と前年同四半期に比べ101億72百万円(9.4%)減少しました。損益面につきましても、営業利益が17億76百万円と前年同四半期と比べ23億6百万円(56.5%)減少し、経常利益が6億53百万円と前年同四半期と比べ23億72百万円(78.4%)減少しました。厳しい経営環境の中、本業での利益を確保しましたが、災害損失の影響などもあり、最終利益段階では、四半期純損失13億47百万円(前年同四半期 四半期純損失9億26百万円)を計上することとなりました。

セグメントの業績を示すと、次の通りであります。

半導体デバイス事業につきましては、自動車向け製品が震災影響の薄れた第2四半期以降に好調さを取り戻し、以降も勢いを増しながら推移しました。白物家電向け製品では「エコ・省エネ」の市場要求を背景に好調な推移を続けていましたが、エアコン在庫が次第に積み上がり調整局面入りしたことから、販売が減少しました。薄型TV向け製品では、TV需要の縮小に伴う出荷台数の減少と価格下落により、極めて厳しい状況が続きました。これらの結果、当事業の売上高は705億82百万円と、前年同四半期比40億38百万円(5.4%)減少し、営業利益につきましても41億77百万円と、前年同四半期比22億68百万円(35.2%)減少しました。

CCFL事業につきましては、厳しいビジネス環境が続いたことにより受注が大幅に減少し、売上高は16億53百万円と、前年同四半期比32億52百万円(66.3%)減少しました。損益面では、急激な売上減に対応すべく資源配分の適正化などの採算改善に努めた結果、前年同四半期比で損失幅を縮小させたものの、営業損失7億77百万円(前年同四半期 営業損失9億28百万円)を計上することとなりました。

PM事業につきましては、OA・産機向け製品の売上増に努めましたが、世界的なTV市場の落ち込みから薄型TV向け製品が低調に推移し、売上高は143億9百万円と、前年同四半期比23億42百万円(14.1%)の減少となりました。損益面では、営業損失8億73百万円(前年同四半期 営業損失9億50百万円)を計上することとなりました。

PS事業では、通信市場向け製品において、震災による基地局建設の中断や先延しがあったものの、第3四半期以降は通信能力増強の動きから設備投資が持ち直し、売上は概ね計画線上で推移しました。一方、官公庁、電力会社など公共インフラ向け製品は震災影響が長引き、厳しい受注環境が続きました。この結果、当事業の売上高は110億39百万円と、前年同四半期比5億39百万円(4.7%)減少し、営業利益も8億13百万円と、前年同四半期比2億42百万円(23.0%)減少しました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末における資産の部は、1,318億73百万円となり、前連結会計年度末より5億10百万円減少いたしました。これは主に、仕掛品が34億89百万円、有形固定資産が30億67百万円増加し、現金及び預金が32億29百万円、受取手形及び売掛金が35億49百万円減少したことなどによるものであります。

負債の部は、1,021億2百万円となり、前連結会計年度末より32億38百万円増加いたしました。これは主に、短期借入金が27億2百万円、長期借入金が24億80百万円増加し、コマーシャル・ペーパーが30億円減少したことなどによるものであります。

純資産の部は、297億71百万円となり、前連結会計年度末より37億48百万円減少いたしました。これは主に、利益剰余金が13億97百万円、為替換算調整勘定が16億11百万円減少したことなどによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社では会社の支配に関する基本方針を以下の通り定めております。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

上場会社である当社の株式については、株主及び投資家の皆様による自由な取引が認められているため、当社取締役会としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の意思により決定されるべきであり、当社株式に対する大規模な買付行為に応じて当社株式を売却するかどうかの判断も、最終的には当該株式を保有する株主の皆様の自由な意思によるべきものと考えます。

しかしながら、当社及び当社グループの経営にあたっては、独自のウエーハプロセスや半導体デバイスの製造技術、また回路技術を駆使した電源システムとオプティカルデバイスの組み合わせなど、幅広いノウハウと豊富な経験が必要になります。さらに、お客様・取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠であり、それなくしては将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできません。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当か否かを株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社に与える影響や、買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料になると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大規模な買付行為を行う買付者において、株主の皆様の判断のために、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、一定の評価期間が経過した後のみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社株主共同の利益を著しく損なうものもないとはいえません。当社は、かかる買付行為に対して、当社取締役会が、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って適切と考える方策をとることも、当社株主共同の利益を守るために必要であると考えております（以上の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する考え方について、以下「本基本方針」といいます。）。

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の本基本方針の実現に資する特別な取組み及び本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策））

1) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の本基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、当社株主共同の利益の向上の観点から、会社の経営の基本方針制定、中長期的な会社の経営戦略としての中期経営計画策定及びコーポレート・ガバナンス体制強化の取組みを行っております。

2) 本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策））

当社は、当社第91回定時株主総会の承認をもって、特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した買付行為は本対応方針の適用対象からは除外いたします。）を対象とする大規模買付ルールを設定し、大規模買付者がこれを遵守した場合と遵守しなかった場合の対応方針（以下、「旧対応方針」といいます。）の採用を決定いたしました。旧対応方針の有効期限である平成23年6月24日開催の当社第94回定時株主総会の承認をもって、一部説明の充実を図り株券電子化等に伴う修正等を行った上で、新たな対応方針（以下、「本対応方針」といいます。）として継続することを決定いたしました。本対応方針の有効期限は、平成26年6月30日までに開催される第97回定時株主総会終結の時までとします。本対応方針の詳細につきましては、平成23年5月10日付プレスリリース「会社の支配に関する基本方針及び当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」を当社ウェブサイトにて公表しておりますので、そちらをご参照下さい。

本対応方針が本基本方針に沿うものであること、当社株主共同の利益を損なうものではないこと、及び当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと、並びにその理由

1) 本対応方針が本基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為が為された場合の対応方針、独立委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。

本対応方針は、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び一定の評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、かかる大規模買付者に対して当社取締役会は当社株主共同の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しています。このように本対応方針は、本基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。

2)本対応方針が当社株主共同の利益を損なうものではないこと

上記で述べた通り、本基本方針は、当社株主共同の利益を尊重することを前提としています。本対応方針は、本基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保障することを目的としております。本対応方針によって、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本対応方針が当社株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、本対応方針の発効・延長が当社株主の皆様の承認を条件としており、当社株主が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

なお、本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しています。

3)本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社株主共同の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールへの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動はかかる本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は単独で本対応方針の発効・延長を行うことはできず、当社株主の皆様の承認を要します。

また、大規模買付行為に関して当社取締役会が対抗措置をとる場合など、本対応方針に係る重要な判断に際しては、必要に応じて外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。このように、本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続きも盛り込まれています。

さらに、本対応方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、新しい株主構成のもとで選任された取締役で構成される取締役会によって、本対応方針を廃止することが可能です。したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社取締役の任期は1年であり、期差任期制は採用しておりませんので、本対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えております。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は88億74百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 生産、受注及び販売の実績

当第3四半期連結累計期間において、CCFL事業の生産、受注及び販売の実績が著しく減少しております。

これは、液晶TVバックライトのLED化等、厳しいビジネス環境が継続していることによるものであります。

(6) 主要な設備

前連結会計年度末において計画中であった重要な設備の新設について、当第3四半期連結累計期間に完成したものは次の通りであります。

会社名 事業所名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	完了年月
アレグロ マイクロシステムズ フィリピン インク	フィリピン マニラ	半導体デバイス	建屋拡張	平成23年4月
山形サンケン株式会社	山形県 東根市	半導体デバイス	製造設備	平成23年7月
石川サンケン株式会社 志賀工場	石川県 志賀町	半導体デバイス	製造設備	平成23年9月
ポーラー セミコンダクター インク	米国 ミネソタ州 ブルーミントン	半導体デバイス	製造設備	平成23年9月

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	257,000,000
計	257,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年2月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	125,490,302	125,490,302	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は1,000株でありま す。
計	125,490,302	125,490,302		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年12月31日		125,490		20,896		5,225

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,147,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 120,347,000	120,347	
単元未満株式	普通株式 996,302		1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	125,490,302		
総株主の議決権		120,347	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株(議決権2個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己保有株式が含まれております。
自己保有株式 854株

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) サンケン電気株式会社	埼玉県新座市北野 三丁目6番3号	4,147,000		4,147,000	3.30
計		4,147,000		4,147,000	3.30

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	12,826	9,596
受取手形及び売掛金	31,208	27,658
商品及び製品	11,352	11,513
仕掛品	14,302	17,791
原材料及び貯蔵品	10,783	11,139
繰延税金資産	196	402
その他	3,809	3,277
貸倒引当金	64	74
流動資産合計	84,414	81,304
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	16,145	16,321
機械装置及び運搬具(純額)	15,928	16,794
工具、器具及び備品(純額)	792	822
土地	4,290	4,224
リース資産(純額)	550	1,601
建設仮勘定	5,724	6,734
有形固定資産合計	43,430	46,498
無形固定資産		
ソフトウェア	165	193
その他	648	633
無形固定資産合計	813	827
投資その他の資産		
投資有価証券	1,956	1,444
繰延税金資産	162	147
その他	1,855	1,901
貸倒引当金	249	249
投資その他の資産合計	3,724	3,243
固定資産合計	47,969	50,569
資産合計	132,384	131,873

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	20,138	20,293
短期借入金	20,382	23,084
コマーシャル・ペーパー	19,000	16,000
未払法人税等	395	99
繰延税金負債	0	0
役員賞与引当金	30	22
未払費用	7,450	6,399
その他	1,073	1,682
流動負債合計	68,469	67,582
固定負債		
社債	20,000	20,000
長期借入金	5,031	7,511
繰延税金負債	572	427
退職給付引当金	3,029	3,721
役員退職慰労引当金	38	43
資産除去債務	60	60
その他	1,662	2,754
固定負債合計	30,394	34,519
負債合計	98,863	102,102
純資産の部		
株主資本		
資本金	20,896	20,896
資本剰余金	18,667	18,302
利益剰余金	6,834	5,436
自己株式	3,916	3,921
株主資本合計	42,483	40,715
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	212	154
為替換算調整勘定	9,439	11,050
その他の包括利益累計額合計	9,226	11,205
少数株主持分	263	261
純資産合計	33,520	29,771
負債純資産合計	132,384	131,873

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
売上高	107,758	97,585
売上原価	85,656	78,396
売上総利益	22,101	19,189
販売費及び一般管理費	18,018	17,412
営業利益	4,083	1,776
営業外収益		
受取利息	10	6
受取配当金	26	30
雑収入	350	351
営業外収益合計	387	389
営業外費用		
支払利息	498	512
製品補償費	34	204
為替差損	531	403
雑損失	381	392
営業外費用合計	1,445	1,512
経常利益	3,025	653
特別利益		
固定資産売却益	17	3
特別利益合計	17	3
特別損失		
固定資産除却損	53	24
固定資産売却損	1	-
災害による損失	-	296
投資有価証券評価損	34	-
特別退職金	673	61
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	84	-
自己新株予約権消却損	1,729	-
その他	0	-
特別損失合計	2,576	382
税金等調整前四半期純利益	466	273
法人税等	1,374	1,612
少数株主損益調整前四半期純損失()	908	1,339
少数株主利益	18	8
四半期純損失()	926	1,347

【四半期連結包括利益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純損失()	908	1,339
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	198	367
為替換算調整勘定	3,156	1,621
その他の包括利益合計	3,355	1,989
四半期包括利益	4,263	3,328
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	4,261	3,326
少数株主に係る四半期包括利益	1	1

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	
(1) 連結の範囲の重要な変更	当第3四半期連結会計期間から、新たに設立したアレグロ マイクロシステムズ(タイランド)カンパニーリミテッドを連結の範囲に含めております。
(2) 連結子会社の事業年度に関する事項の変更	従来、連結子会社のうち決算日が12月31日である大連三壘電気有限公司(在外)及び大連三壘貿易有限公司(在外)については、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っていましたが、連結財務情報のより適正な開示を図るために、第1四半期連結会計期間より連結決算日である3月31日に仮決算を行い連結する方法に変更しております。 なお、各社の平成23年1月1日から同年3月31日までの損益については、利益剰余金に直接計上しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	
税金費用の計算	当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。 ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準)	第1四半期連結会計期間の期首以降に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。
(連結納税制度の適用)	第1四半期連結会計期間より、国内において当社を連結納税親会社とする連結納税制度を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
1 輸出債権譲渡に伴う遡及義務額は1,451百万円であります。	1 輸出債権譲渡に伴う遡及義務額は1,147百万円であります。 2 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理 四半期連結会計期間末日(金融機関休業日)満期日の受取手形115百万円は、同日に決済が行われたものとして処理しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
減価償却費 6,168百万円	減価償却費 6,293百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年11月5日 取締役会	普通株式	364	3.00	平成22年9月30日	平成22年12月3日	資本剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	364	3.00	平成23年3月31日	平成23年6月27日	資本剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				合計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	半導体 デバイス 事業	CCFL 事業	PM事業	PS事業			
売上高							
外部顧客への売上高	74,620	4,906	16,652	11,579	107,758	-	107,758
セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,802	-	260	0	2,063	2,063	-
計	76,422	4,906	16,912	11,580	109,821	2,063	107,758
セグメント利益又は損失 ()	6,445	928	950	1,055	5,621	1,538	4,083

(注) 1. セグメント利益又は損失の調整額 1,538百万円には、セグメント間取引消去0百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 1,543百万円及び棚卸資産の調整額3百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				合計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	半導体 デバイス 事業	CCFL 事業	PM事業	PS事業			
売上高							
外部顧客への売上高	70,582	1,653	14,309	11,039	97,585	-	97,585
セグメント間の内部売上高 又は振替高	986	-	441	0	1,428	1,428	-
計	71,568	1,653	14,751	11,040	99,014	1,428	97,585
セグメント利益又は損失 ()	4,177	777	873	813	3,340	1,563	1,776

(注) 1. セグメント利益又は損失の調整額 1,563百万円には、セグメント間取引消去0百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 1,562百万円及び棚卸資産の調整額 1百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額()	7円63銭	11円11銭
(算定上の基礎)		
四半期連結損益計算書上の四半期純損失()(百万円)	926	1,347
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純損失()(百万円)	926	1,347
普通株式の期中平均株式数(千株)	121,388	121,346

(注)潜在株式調整後1株当たり四半期純損失金額()については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月10日

サンケン電気株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千葉 彰

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神尾 忠彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡辺 力夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているサンケン電気株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、サンケン電気株式会社及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。